

54	57	80	国民年金 老齢基礎年金額加算開始事由該当届										様式第222号					
受給権者	① 年金証書の基礎年金番号 および年金コード		基礎年金番号										年金コード					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	1	5	0		
	② 個人番号		1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3				
③ 生年		月	日	大	3	・	昭	5	3	6	年	1	0	月	1	1	日	
配偶者	④ 氏名		田村 正彦															
	⑤ 生年		月	日	大	3	・	昭	5	3	3	年	0	5	月	1	4	日
	⑥ 事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称		ア. 老齢厚生年金(額計算の基礎となる被保険者期間240月以上) イ. 退職共済年金(額計算の基礎となる組合員等の期間240月以上) ウ. 障害厚生年金(1級または2級の障害の状態にあるものに限る) エ. 障害共済年金(1級または2級の障害の状態にあるものに限る)															
	⑦ 基礎年金番号・年金コード		9876-543210															
	⑧ 上記⑥の年金が受けられることとなった年月日		昭和・平成・令和 5 年 5 月 14 日															
※ 年金額 改定 54	改定年月日			事由		老基加算表示		時効区分										
	年	月	日															
	改定年月日			事由		㊦状態表示		※		事由		調整額						
	年	月	日					支払調整	57	基	+	-						
										付	+	-						
										上	+	-						
										独	+	-						
※ 配偶者基礎年金番号・年金コードの訂正収録		80	1							2								

⑨ 令和 8 年 10 月 20 日 提出

郵便番号 168-0071 住 所 杉並区高井戸西二丁目1234

受給権者 (フリガナ) タムラ カオリ
氏 名 田村 香織
電 話 番 号 (03)-(6543)-(1234)

⑩	生 計 維 持 申 立															
私は、老齢基礎年金の加算対象となった当時、または配偶者の年金に加算される加給年金の加算開始事由に該当した時から老齢基礎年金の加算対象となった当時まで引き続き、上記の配偶者から生計を維持されていたことを申し立てます。																
令和 8 年 10 月 20 日 受給権者氏名																

(裏面の「老齢基礎年金への加算金に関するご案内」を参照の上、ご記入ください。)

老齢基礎年金への加算金に関するご案内

1. 記入上の注意

- ・※印欄には、記入しないでください。
- ・黒インクのボールペンでご記入ください。
- ・③の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。
- ・④、⑤、⑥、⑦および⑧は配偶者についてご記入ください。
- ・⑥の「受けている老齢・退職または障害を支給事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称」は、該当する文字（ア・イ・ウ・エ）のいずれかを○印で囲んでください。
- ・⑩には、老齢基礎年金の加算対象となった当時、または配偶者の年金に加算される加給年金の加算開始事由に該当した時から老齢基礎年金の加算対象となった当時まで引き続き、配偶者から生計を維持されていたことの申立てをしてください。

2. 必要な書類

請求にあたり、以下の（１）または（２）の書類が必要になります。この「国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届」（以下「該当届」といいます。）とあわせて以下の書類を提出してください。

なお、住民票上、配偶者と別世帯の場合や、事実婚関係である場合は、別途、添付書類が必要となりますので、ねんきんダイヤルまたはお近くの年金事務所等にご相談ください。

（１）該当届に個人番号（マイナンバー）を記入した場合

年金事務所の窓口で提出される方	郵送で提出される方
マイナンバーカードの提示 （書類の提出は不要です）	マイナンバーカードの両面のコピー

（２）該当届に個人番号を記入しない場合

必要な書類	使用目的
戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書） 又は戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）	お客様と配偶者の身分関係を確認するため
世帯全員の住民票	お客様と配偶者の生計同一関係を確認するため
所得証明書、課税（非課税）証明書、 源泉徴収票のうち、いずれかの書類	お客様の収入または所得を確認するため

審査の結果、上記の書類以外の書類が必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 提出先・提出方法

ご記入いただいた該当届と必要書類を、お近くの年金事務所等の窓口または郵送で提出してください。